



茨城県報号外第62-2号

平成27年9月30日

水 曜 日

目 次

ページ

●茨城県県税条例第20条第1項の規定による県税の申告等の期限の延長(税務課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

示

茨城県告示第1242-2号

茨城県県税条例(昭和25年茨城県条例第43号)第20条第1項の規定により、地方税法(昭和25年法律第226号)又 は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(不服申立てに関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以 下「申告等」という。) に関する期限を次のとおり延長する。

平成27年9月30日

昌 茨城県知事 橋 本

1 延長に係る地域

常総市のうち相野谷町, 東町, 新井木町, 大崎町, 沖新田町, 小保川, 川崎町, 小山戸町, 十花町, 上蛇町, 新石下, 収納谷, 大房, 舘方, 長助町, 東野原, 豊田, 中妻町, 中山町, 原宿, 兵町, 福二町, 平内, 平町, 曲田, 三坂新田町, 三坂町, 水海道亀岡町, 水海道川又町, 水海道高野町, 水海道栄町, 水海道諏訪町, 水海道宝町, 水海道天満町, 水海道橋本町、水海道淵頭町、水海道本町、水海道元町、水海道森下町、水海道山田町、箕輪町、本石下、本豊田、 山口及び若宮戸

- 2 延長に係る申告等
 - 平成27年9月10日から平成27年11月24日までの間に行うべき申告等
- 3 延長後の申告等の期限

平成27年11月25日

2	茨	城	県	報	号外第62-2号	平成27年9月30日	(水曜日)
毎週日•	木曜日登	行 (緊急	事項は	号外発	行 (定価送料 8	とも1月)	
中超月 1						150円ノ	
					県		
購読F	₱込先 「				、戸市笠原町97部総務課	78 番 6	
					部 総 務 課 1111 (代)		

ı